

新型コロナワクチン追加接種（3回目）の飛騨市の方針について

令和3年12月17日に厚生労働省から「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方」が示されたことから、本市における新型コロナワクチン追加接種を以下のとおり行います。

1. 対象者		
● 新型コロナワクチンを2回接種した方のうち、18歳以上の方全員		
2. 接種順位及び接種開始日		
(1)	医療従事者	令和3年12月23日（木）開始（6ヶ月以上で接種可）
(2)	施設従事者・入所者	令和4年1月17日（月）開始（6ヶ月以上で接種可）
(3)	高齢者（65歳以上）	令和4年2月21日（月）開始（7ヶ月以上で接種可）
※ 高齢者は、7ヶ月以上到達者（主に年齢の高い順）から順次ご案内いたします。		
※ (3)以降は、8ヶ月以上到達者から順次ご案内いたします。		
3. 接種体制		
● 市内12医療機関での「個別接種」		
4. 予約体制		
(1)	高齢者	日時、医療機関、ワクチン種別を市が指定して通知（予約不要） ※ 変更を希望される方のみ電話で受付
(2)	(1)以外	これまでの接種同様、予約制
5. 接種券等の郵送		
● 接種可能時期のおおむね2ヶ月前に段階的に郵送		
6. 使用するワクチン		
● ファイザー社ワクチン及び、武田／モデルナ社ワクチンの併用		
● 医療機関により使用するワクチンを分けることを基本としますが、一部、併用する医療機関は、接種誤り防止として週単位でワクチンを切り替える		
7. ワクチン接種時の高齢者に対する交通費支援		
● 医療機関への移動に困難を抱える高齢者を対象に、接種当日の医療機関への往復について、バスは無料、タクシーは自己負担500円で乗車できる補助制度を継続して実施		
8. 小児への接種体制について		
● 今後、国から示される方針に基づき適切に対処します。		

(担当部局) 市民福祉部ワクチン接種推進室
(電話番号) 0577-73-2948